

小規模多機能型居宅介護

令和7年5月1日

介護保険給付対象サービス

介護度	要支 1	要支 2	要介 1	要介 2	要介 3	要介 4	要介 5
介護費自己負担金 (1ヶ月分の定額料金)	¥3,450	¥6,972	¥10,458	¥15,370	¥22,359	¥24,677	¥27,209

下記加算に該当した場合には各加算が付加されます

加算	初期加算	・登録日から30日間 ・30日を超える入院後に再度利用をした場合		¥30 /日
	介護職員等処遇改善加算 I	介護度別、該当加算の合計額 × 14.9%		
介護職員等処遇改善加算 II	介護度別、該当加算の合計額 × 14.6%			
介護職員等処遇改善加算 III	介護度別、該当加算の合計額 × 13.4%			
介護職員等処遇改善加算 IV	介護度別、該当加算の合計額 × 10.6%			
認知症加算 I	¥920 /月	サービス提供体制加算 I	¥750 /月	
認知症加算 II	¥890 /月	サービス提供体制加算 II	¥640 /月	
認知症加算 III	¥760 /月	サービス提供体制加算 III	¥350 /月	
認知症加算 IV	¥460 /月	科学的介護推進体制加算	¥40 /月	
看護職員配置加算 I	¥900 /月	訪問体制強化加算	¥1,000 /月	
看護職員配置加算 II	¥700 /月	総合マネジメント体制強化加算 I	¥1,200 /月	
看護職員配置加算 III	¥480 /月	総合マネジメント体制強化加算 II	¥800 /月	
生活機能向上加算 (I)	¥100 /月	生産性向上推進体制加算 I	¥100 /月	
生活機能向上加算 (II)	¥200 /月	生産性向上推進体制加算 II	¥10 /月	
口腔・栄養スクリーニング加算	¥20 /半年に1回	若年性認知症利用者受入加算	¥800 /月	
中山間地域等における 小規模事業所加算	所定単位数に10/100 を乗じた単位数	若年性認知症利用者受入加算	¥450 /月	
看取り連携体制加算	死亡日及び死亡日以前30日以下			¥64 /日

※上記の合計金額に、介護保険負担割合証に記載されている割合を乗じた金額が自己負担額となります。

介護保険給付対象外サービス

項目	金額	
食事代	朝	¥310
	昼	¥620
	夕	¥520
洗濯代	1回	¥100
宿泊費	1泊	¥2,000
おむつ代	1枚	サイズ等に応じて実費(持参可能)
嗜好品	1食	原則 実費

※介護保険給付対象サービスの介護費自己負担金は通い・泊り・訪問のサービスを含んだ1か月の定額料金となります。具体的にサービスの種類や使用頻度等は本人様やご家族様と相談しながら、必要に応じてケアプランに定めるところとなりますので、使用頻度による料金の減額や増額はありませぬ。